255137
昭和2年1月9日

九

西里利加
條約

國立國會圖書館

第九

[illegible]利加

條約

國立國會圖書館

約條

一 亜墨利加合衆国と帝国日本両国の人民誠実不朽
の親睦を取結ひ両国人民交親を旨とし向後
可守箇条相立候為め合衆国より全権マテユカルブレトペルリ
を日本に差越し日本君主よりは全権林大学頭井戸
対馬守伊沢美作守鵜殿民部少輔を差遣し勅諭を
信して双方左之通取極候

第一ヶ条

一 日本と合衆国とは其人民永世不朽の和親を取結ひ

場所人柄の差別無之事

第二ヶ条

一 伊豆下田松前地箱館の両港は日本政府に於て亜墨利加
船薪水食料石炭欠乏の品を日本人にて調候丈は給し
候為渡来之儀差免し候尤下田港は約条書面調印之
上即時相開き箱館は来年三月より相始候事

一 給すへき品物直段書之儀は日本役人より相渡可申右代
料は金銀銭を以て可相弁候事

第三ヶ条

一 合衆国の船日本海浜漂着の時扶助いたし其漂民を
下田又は箱館に護送致し本国の者受取可申所持
の品物も同様に可致候尤漂民諸雑費は両国互に同様の
事故不及償候事

第四ヶ条

一 漂着或は渡来の人民取扱の儀は他国同様緩優に有之
閉籠候儀致間敷乍併正直の法度には服従いたし候事

第五ヶ条

一 合衆国の漂民其他の者とも当分下田箱館逗留中長崎

に於て唐和蘭人同様閉籠窮屈の取扱無之下田港内
の小島周り凡七里の内は勝手に徘徊いたし箱館港の儀
は追て取極め候事

第六ヶ条

一 必用の品物其外可相叶事は双方談判の上取極め候事

第七ヶ条

一 合衆国の船右両港に渡来の時金銀銭并品物を以て入用の品
相調候を差免し候尤日本政府の規定に相従可申且
合衆国の船より差出候品物を日本人不好して差返候

時は受取可申事

第八ヶ条

一 薪水食料石炭并欠乏の品を求る時には其地の役人
にて取扱すへし私に取引すへからさる事

第九ヶ条

一 日本政府外国人え当節亜墨利加人え不差免候廉相免し
候節は亜墨利加人えも同様差免し可申右に付談
判猶予不致候事

第十ヶ条

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

急致ある事なる事に進て本国に於て右後の人際約附録出刊成
にこれを記れ右
大君の人命を以て
安政元年甲寅 1月

阿部伊勢守 花押
牧野備前守 同
松平和泉守 同
松平伊賀守 同
久世大和守 同
内藤紀伊守 同

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゲ注ニ酒ヲ注ギ酒ヲ

一 神社ニ参詣ス

ヤウヤク

一 神社ノ参詣ハ終リ

ヤウヤク

一 神社ノ参詣ハ終リ

ヤウヤク

一 上野ニ行キ

ヤウヤク

一 上野ニ行キ

ヤウヤク

一 上野ニ行キ

ヤウヤク

一 上野ニ行キ

ヤウヤク

一 上野ニ行キ

ヤウヤク

一 上野ニ行キ

ヤウヤク

[illegible]

一　[illegible]

分十一

一　四番[illegible]

分十二

一　[illegible]

分十

[illegible]

一　本[illegible]

分九

一　後[illegible]

分八

一　[illegible]

分七

第十三ヶ条

一 議に取極置候書の趣意は何事に依らず神奈川にての
条約に違ふ事あるへからす又是を変革すへし
右条約附録二ヶしつ清書日本語に英語の文判致し是を
条項に翻訳して其書面合衆国と日本全権双方取替すへきもの
なり

右条約附録十三ヶ条は帝国日本全権林大学頭井戸
対馬守伊沢美作守鵜殿民部少輔竹内清太郎
松崎満太郎と亜墨利加合衆国全権ミテユカルブレトペルリと嘉永
七年甲寅五月廿二日豆州下田港において相互に取極相違なき
此取極書之書面下田港において両名名前井戸対馬守に委任
せしめ以後両国互に条約を取替すへきもの也
大君の命に依て

安政元年甲寅五月

阿部伊勢守 花押
牧野備前守 同
松平和泉守 同
松平伊賀守 同
久世大和守 同

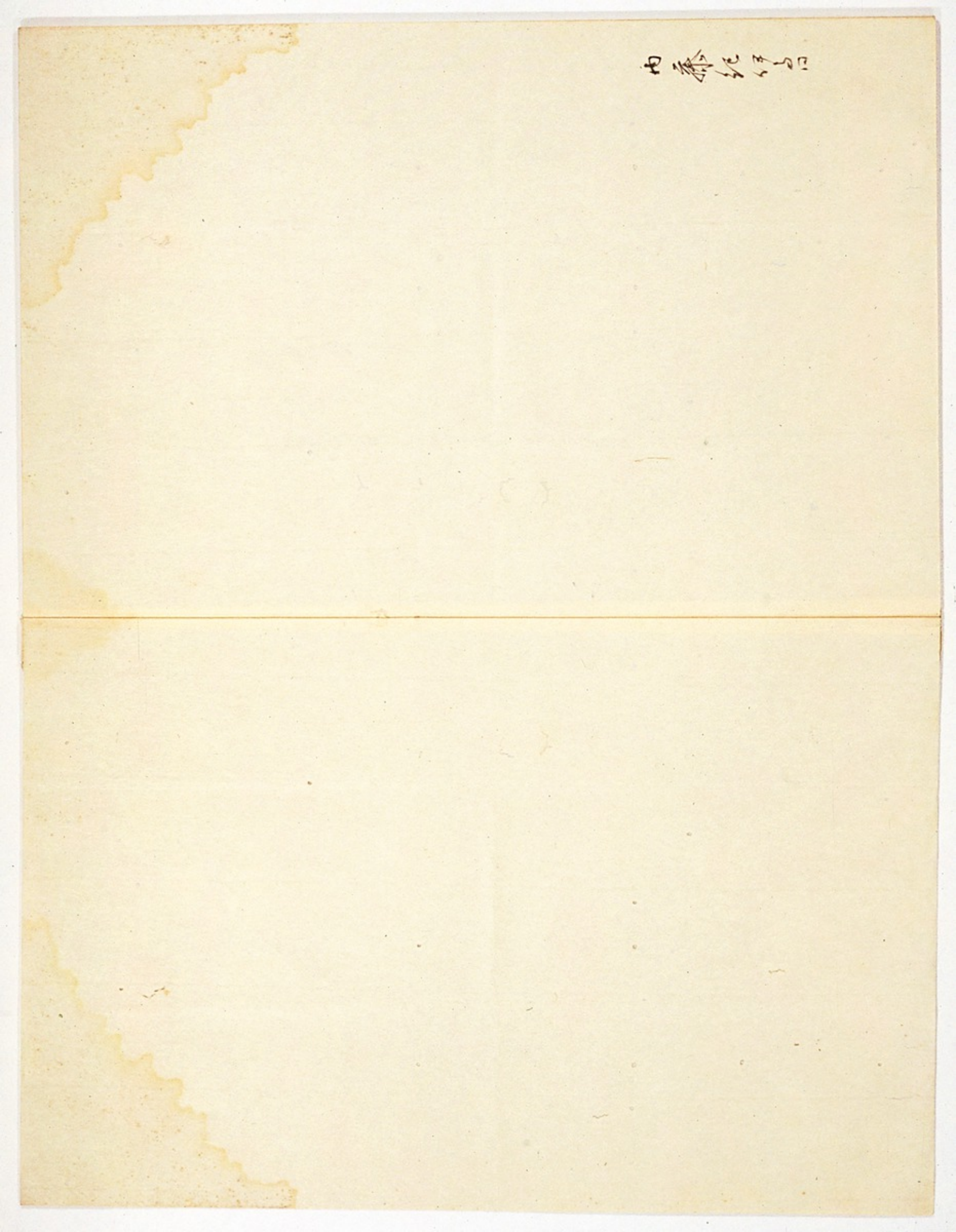

東京帝國大學圖書之印